

第2章 下水道計画

1 下水道整備五箇年計画

(1) 第1次下水道整備五箇年計画

昭和38年度を初年度とする国の下水道整備計画が初めて策定され、あわせて、北海道においても計画を策定した。国では、下水道の所管省庁が建設省と厚生省に別れていることが障害であったが、同じように、道の下水道行政も土木部、衛生部に二元化されていた。また、公共下水道施行都市も10都市と数が少なく、生活環境整備が下水道整備の柱であるため、管渠整備区域の拡大並びに公共下水道、都市下水路施行数の拡大にその重点がおかれていた。

(2) 第2次下水道整備五箇年計画

国の経済計画の変更に合わせて全国の第2次計画が策定された。第1次計画と異なる点は、経済成長に伴う公共用水域の水質汚濁問題を背景として、流域下水道事業が加えられたことである。しかし、北海道は全国に比べ下水道の普及率が低く、また水質汚濁も都市排水による影響が他の都府県ほど顕著でなく、整備区域の拡大に重点が置かれた。

(3) 第3次下水道整備五箇年計画

昭和40年代の後半に入り、道内でも公共用水域の水質汚濁が大きな問題となり、各市町村も積極的に下水道に取り組み始めた。昭和42年には下水道行政も、国は建設省に、道は土木部に一元化された。昭和43年には都市計画法、下水道法の改定があり、また、昭和45年には石狩川、十勝川、常呂川に水質環境基準が設定された。

このような中で、第2次計画を一年繰り上げ、昭和46年度から第3次五箇年計画が開始された。また、第3期北海道総合開発計画が策定され、管渠整備区域の拡大と終末処理場の整備が急務となるとともに、工業基地開発に伴う特定公共下水道もこの計画に組み入れられた。

計画と実績については、次のとおりである。事業費の達成率が高くなっているが、それに比べて事業量については、物価上昇、処理場の規格アップ、市街地施工による安全対策強化等の理由により、処理人口普及率でも24%と目標の50%も達成できなかった。しかし、処理人口普及率については、全国平均以下であったものが、本計画期間中に初めて全国平均を上回った。

(4) 第4次下水道整備五箇年計画

下水道整備に対する国民の要請は生活環境のナショナルミニマムとして高まり、従来実施してきた市街地における下水道整備のみならず農山漁村の中心集落あるいは自然保護を必要とする湖沼の周辺観光地等、市街地以外の地域においても下水道の整備が必要となってきた。

第4次五箇年計画における重点項目としては、

- ① 公害防止計画及び水質環境基準達成のための下水道事業を促進する。
- ② 市街化区域等における浸水の防除および都市環境の整備向上を図るため、既成市街地における下水道事業の推進を図るとともに、新市街地における下水道の先行的整備を積極的に推進する。
- ③ 水質環境基準の達成維持および湖沼、内湾等の閉鎖性水域の富栄養化防止のため必要に応じて下水の三

次処理施設の建設を推進する。

- ④ 農山漁村の主要な集落及び湖沼周辺について環境保全のために整備を推進する。
- ⑤ 下水の処理、汚泥の処分等に関する新技術の開発とその実用化を促進する。

以上のうち、公害防止計画及び水質環境基準の達成に資するための下水道整備は最重点事項とされている。

(5) 第5次下水道整備計画五箇年計画

昭和51年度を初年度とする第4次五箇年計画が昭和55年に終了したことに伴い新経済社会7ヶ年計画を踏まえ、新たに総投資規模11兆8,000億円（調整費5,900億円含む）をもって昭和56年度を初年度とする第5次下水道整備五箇年計画が昭和55年11月27日閣議決定された。

本計画においては、昭和55年度末総人口普及率30%を昭和60年度末において44%まで高めることを目途にして下水道の整備を促進することとした。

(6) 第6次下水道整備五箇年計画

昭和56年度を初年度とする第5次五箇年計画が昭和60年度に終了したことに伴い、新たに計画総額12兆2,000億円（調整費2兆2,200億円含む）をもって、昭和61年度を初年度とする第6次下水道整備五箇年計画が昭和61年11月28日に閣議決定された。新計画は、処理人口普及率を昭和60年度末36%から昭和65年度末44%（計画総額ベース46%）に、下水道雨水排水整備率を昭和60年度末35%から昭和65年度末43%（同44%）に引き上げることを目標としている。この目標整備水準は、建設省が昭和60年8月にとりまとめた「国土建設の長期構想」の骨格となる所管施設の長期的整備目標及び投資フレームならびに都市計画中央審議会の今後の下水道のあり方についての答申を踏まえたものとなっている。

計画の基本方針は次のとおりである。

- ① 主要な都市の整備水準を欧米先進国並に引き上げ、地方都市の普及拡大を図るとともに、農山漁村等の生活環境を改善するため、下水道の整備を推進する。
- ② 市街地等における雨水排水能力を引き上げ、浸水の防除を図るため、下水道の整備を推進する。
- ③ 水質環境基準の早期達成を図り、公害防止計画、総量削減計画、湖沼水質保全計画等に対応するとともに、すぐれた自然環境を保全するため、下水道の整備を推進する。
- ④ 下水処理水の有効利用、下水汚泥の資源化等を推進するとともに、下水汚泥の適切な処理処分を図る。

(7) 第7次下水道整備五箇年計画

平成3年度を初年度とする第7次下水道整備五箇年計画は計画総額16兆5,000億円（調整費1兆9,700億円を含む）で平成3年11月29日に閣議決定された。

わが国における下水道整備は、昭和38年以降6次にわたる五箇年計画に基づき進められてきたが、平成2年度末の処理人口普及率は44%にとどまるなど、下水道をはじめとする国民生活に密着した住宅・社会資本の整備の遅れが、経済の豊かさに比べて国民がいまひとつ生活の豊かさを実感できない大きな理由となっていた。また、下水道整備の遅れにより、公共用水域の水質改善、市街地の浸水改善がなかなか進まないなどの背景があった。

こうしたことから、下水道整備の促進・拡充を望む声は都市の規模を問わずより一層高まり、平成2年9月から行われてきた日米構造協議を受けて策定された『公共投資基本計画』（平成3年6月28日閣議了解）においても、おおむね2000年を目途に処理人口普及率を7割程度にすることとされた。

計画の重点事項は次のとおりである。

- ① 普及が遅れている中小市町村の下水道整備及び未着市町村の新規着手を促進する。
- ② 浸水防除のための下水道事業を促進する。
- ③ 水質保全のための下水道事業を推進するとともに、積極的に高度処理を実施する。
- ④ 大都市等において、下水道の機能を改善し、質的向上を図るための事業を推進する。
- ⑤ 下水道の資源・エネルギー、下水道施設等の多目的活用。

(8) 第8次下水道整備五(七)箇年計画

平成3年度を初年度とする第7次下水道整備五箇年計画が平成7年度に終了したことに伴い、新たに計画総事業費23兆7,000億円(調整費3兆7,000億円を含む)をもって、平成8年度を初年度とする第8次下水道整備五箇年計画が平成8年12月13日に閣議決定された。

わが国における下水道整備は、平成6年度末にようやく総人口の半数を上回る水準に達した。しかし依然欧米諸国との格差、都市間・地域間の格差、閉鎖性水域の水質改善の状況、維持管理問題等多くの問題を擁しており、加えて良好な水環境の創造や下水道資源の有効活用等の新たな課題も生じている。このため、平成6年12月に都市計画中央審議会に対し「今後の下水道の整備と管理はいかにあるべきか」について諮問し、平成7年7月答申を得ている。今回の答申では普及率が50%を超過した現状を踏まえ、21世紀の下水道を考える場合の視点を指摘しそれに基づき施策を進めるべきとしている。

計画では以下の事項に重点をおいて、計画的な下水道整備を積極的に推進することとしている。

- ① 普及促進……処理人口普及率7割の達成のため、中小市町村の整備推進
- ② 浸水対策……総合的な雨水対策の実施により浸水被害の解消
- ③ 水質保全・高度処理……閉鎖性水域等における高度処理の推進
- ④ 資源利用・施設の利活用……下水の処理水・汚泥・熱等の資源利用と施設空間利用の促進
- ⑤ 下水道施設の高度化……地震対策、改築、合流下水道の改善等施設の高度化の促進

公共投資への強烈な追い風を受けて順調に船出した第8次五箇年計画であったが、平成9年春ごろから国の慢性的な財政赤字問題が表面化し、一切の聖域なしで歳出の改革と縮減に努め財政健全化を図っていく空気が支配的となった。この流れを受けて、平成9年12月には、「財政構造改革の推進に関する特別措置法」が施行され、同法附則により、平成8年度以前を初期とする公共事業の計画期間は一律7箇年に延長することとなり、本計画も終了年が平成12年度から平成14年度に改められた。

第1次下水道整備五箇年計画

(昭和38年度～昭和42年度)

生活環境施設整備緊急措置法

S38. 12. 24

法律第183号

S40. 8. 27

閣議決定

(事業費)

(単位：億円)

項目	全 国			北 海 道		
	計 画	実 績※	達成率	計 画	実 績※	達成率
公 共 下 水 道	3,960	2,631	66.5	94.68	99	103.5
流 域 下 水 道	—	48	—			
都 市 下 水 路	310	207	66.7		7	
特 別 都 市 下 水 路	130	77	59.3			
予 備 費						
計	4,400	2,963	67.3	94.68	105	110.9

注) ※実績は38年度～41年度計である。

第2次下水道整備五箇年計画

(昭和42年度～昭和46年度)

下水道整備緊急措置法

S42. 6. 21

法律第41号

S44. 2. 21

閣議決定

(事業費)

(単位：億円)

項目	全 国			北 海 道		
	計 画	実 績※	達成率	計 画	実 績※	達成率
公 共 下 水 道	7,800	5,394	69.2	370.5	246	66.4
流 域 下 水 道	600	382	63.7	—	—	—
都 市 下 水 路	500	307	61.3	13.8	9	65.2
特 別 都 市 下 水 路	100	95	94.7		—	—
予 備 費	300	—	—	—	—	—
計	9,300	6,178	66.4	384.3	255	66.4

注) ※42年度～45年度計である。

第3次下水道整備五箇年計画

(昭和46年度～昭和50年度)

下水道整備緊急措置法

S46. 4. 5

法律第37号

S46. 8. 27

閣議決定

(事業費)

(単位：億円)

項目	全 国			北 海 道		
	計 画	実 績	達成率	計 画	実 績	達成率
公 共 下 水 道	20,300	21,001	103.5	938	1,266	135
流 域 下 水 道	3,600	3,869	107.5	—	6	—
都 市 下 水 路	800	1,040	130	21.9	23	105
特 定 公 共 下 水 道	300	166	55.4	30	—	—
予 備 費	1,000	(特環を含む) 165	—	—	(特環を含む) 2	—
計	26,000	26,241	100.9	980.8	1,297	131

第4次下水道整備五箇年計画

(昭和51年度～昭和55年度)

下水道整備緊急措置法

S51. 5. 25 法律第29号

S51. 8. 31 閣議決定

(事業費)

(単位：億円)

項目	全 国			北 海 道		
	計 画	実 績	達成率	計 画	実 績	達成率
公 共 下 水 道	54,550	53,349	97.8	3,730	3,562	95.5
流 域 下 水 道	12,500	11,795	94.4	165	176	106.7
都 市 下 水 路	2,700	2,923	108.3	53	59	111.3
特 定 公 共 下 水 道	610	241	39.5	300	70	23.3
特 定 環 境 保 全 公 共 下 水 道	640	365	57.1	167	77	46.1
計	71,000	68,673	96.7	4,415	3,944	89.3
予 備 費	4,000	—	—	—	(調査費) (1)	—
計	75,000	68,673	91.6	4,415	3,944	89.3

第5次下水道整備五箇年計画

(昭和56年度～昭和60年度)

下水道整備緊急措置法

S56. 5. 1 法律第30号

S56. 11. 27 閣議決定

(事業費)

(単位：億円)

項目	全 国			北 海 道		
	計 画	実 績	達成率	計 画	実 績	達成率
公 共 下 水 道	83,910	68,390	81.5	5,506	4,838	87.9
流 域 下 水 道	22,300	12,910	57.9	365	296	81.1
都 市 下 水 路	4,600	2,764	61.1	100	51	51.4
特 定 公 共 下 水 道	270	133	49.4	132	100	75.5
特 定 環 境 保 全 公 共 下 水 道	1,020	584	57.3	185	130	70.2
計	112,100	84,781	75.6	6,288	5,415	86.1
予 備 費	5,900	—	—	—	(調査費) (1)	—
計	118,000	84,781	71.8	6,288	5,414	86.1

第6次下水道整備五箇年計画

(昭和61年度～平成2年度)

下水道整備緊急措置法

S61. 4. 25 法律第29号

S61. 11. 28 閣議決定

(事業費)

(単位：億円)

項目	全 国			北 海 道		
	計 画	実 績	達成率	計 画	実 績	達成率
公 共 下 水 道	77,200	91,560	118.6	4,800	5,186	108
流 域 下 水 道	17,600	19,890	113.0	422	435	103.1
都 市 下 水 路	3,000	3,507	116.9	34	27	79.4
特 定 公 共 下 水 道	200	71	35.5	37	41	110.8
特 定 環 境 保 全 公 共 下 水 道	1,800	1,885	104.7	306	342	111.8
計	99,800	116,913	117.1	5,599	6,031	107.7
予 備 費	22,200	—	—	—	(調査費) (1)	—
計	122,000	116,913	95.8	5,599	6,031	107.7

第7次下水道整備五箇年計画
(平成3年度～平成7年度)

下水道整備緊急措置法

H3. 5. 2 法律第62号
H3. 11. 29 閣議決定

(事業費)

(単位：億円)

	全 国			北 海 道		
	計 画	実 績	達成率	計 画	実 績	達成率
公 共 下 水 道	108,900	124,841	115.6	—	6,450	—
流 域 下 水 道	25,600	29,683	115.9	—	452	—
都 市 下 水 路	3,000	2,798	93.3	—	2	—
特 定 公 共 下 水 道	300	271	90.3	—	109	—
特 定 環 境 保 全 公 共 下 水 道	7,500	9,513	126.8	—	842	—
計	145,300	167,106	115.0	—	7,855	—
調 整 費	19,700	—	—	—	—	—
計	165,000	167,106	101.3	—	7,855	—

第8次下水道整備五(七)箇年計画
(平成8年度～平成14年度)

下水道整備緊急措置法

H8. 6. 5 法律第59号
H8. 12. 13 閣議決定
H15. 3. 31 法律第21号 (廃止)

(事業費)

(単位：億円)

	全 国			北 海 道		
	計 画	実 績	達成率	計 画	実 績	達成率
公 共 下 水 道	141,200	174,030	123.3	—	8,440	—
流 域 下 水 道	34,000	39,480	116.1	—	4,197	—
都 市 下 水 路	2,300	1,607	69.9	—	1	—
特 定 公 共 下 水 道	300	211	70.3	—	64	—
特 定 環 境 保 全 公 共 下 水 道	22,200	31,134	140.2	—	2,465	—
計	200,000	246,462	123.2	—	15,167	—
そ の 他	37,000	—	—	—	6	—
計	237,000	246,462	104.0	—	15,173	—

2 社会資本整備重点計画

(1) 計画策定までの経緯

省庁再編のメリットを活かし、社会資本整備事業を重点的、効率的かつ効果的に推進することを目的とし、平成15年3月に「社会資本整備重点計画法」および「社会資本整備重点計画法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」の2法が成立した。あわせて下水道整備緊急措置法が廃止された。

これに基づき、関係する9本の事業分野別長期計画を一本化し、「社会資本整備重点計画」が策定された(平成15年10月10日間議決定)。

(2) 計画のポイント

1) 本計画の特徴

○横断的政策テーマを設定した上で、これまでの事業分野別の長期計画を一本化、コスト縮減や事業間連携の強化等の取組みを含む新たな計画へと転換を行った。

○計画策定の主眼を従来の「事業費」から「達成される成果」へと変更した。

○情報公開の徹底や国民に対する説明責任の重要性に鑑み、策定に当たってP I (パブリック・インボルブメント)や、都道府県からの意見聴取を実施した。

○長期計画に対する計画策定後の対応が十分でなかったことへの反省を踏まえ、社会情勢の変化に対応し、必要に応じて重点計画の見直しを実施する。

○重点計画に定められた社会資本整備事業については、「行政機関が行なう政策の評価に関する法律」に基づく事業評価を実施する。

2) 社会資本整備重点計画の構成

○前文・・・重点計画の理念とともに重点計画策定の背景と経緯、事業横断の計画とした意義等

○第1章・・・事業評価の厳格な実施、コスト縮減・事業の迅速化、地域住民等の理解と協力の確保等、公共事業改革を進めていく上での横断的施策

○第2章・・・「暮らし」「安全」「環境」「活力」の4つのテーマを設け、15の重点目標とその達成度を測るための35の指標及び達成のための事業の概要(下記参考資料)

○第3章・・・事業分野別に今後の取り組みと目標、事業の概要

(3) 社会資本整備重点計画における下水道事業(平成15年度～平成19年度)

1) 事業分野別の取り組み方針

都市の水循環における下水道の役割が相対的に重要になってきている現状を踏まえ、国民の視点、流域管理、多様な主体との連携・協力、施設の効率的な管理運営、国際化への対応といった点に留意しつつ、下水道の重点的かつ計画的な整備を推進する。

2) 重点目標と事業の概要

○暮らし～衛生的で快適な生活の実現

地域の特性に応じ、浄化槽等との適切な役割分担の下、未普及地域の解消を図る。

【汚水処理人口普及率】(環境省、農林水産省との連携指標)76% (H14)→86% (H19)

【下水道処理人口普及率】65% (H14)→72% (H19)

○安全～大雨にも安全な都市づくり

雨水対策の一環として、河川事業との連携、雨水浸透の積極的導入、ハザードマップ作成等のソフト対策など総合的な都市浸水対策を推進する。特に、著しい浸水被害のおそれのある地域で、安全性を早急に確保する。

【床上浸水を緊急に解消すべき戸数】（河川局との連携指標）約9万戸（H14）→約6万戸（H19）

【下水道による都市浸水対策達成率】51%（H14）→54%（H19）

○環境～良好な水環境の形成

水道水源水域や三大湾等の水質保全上重要な地域において、普及拡大に加え高度処理施設の整備を推進する。また、排出される汚濁負荷量を分流式下水道と同程度以下に削減すること等を当面の目的として、合流式下水道の緊急改善を推進する。

【環境基準達成のための高度処理人口普及率】11%（H14）→17%（H19）

【合流式下水道改善率】15%（H14）→40%（H19）

○環境～循環を基調とした環境負荷の削減

普及拡大等に伴い増加する下水汚泥の減量化・有効利用に努めるとともに、下水汚泥焼却に伴い発生する一酸化二窒素等の温室効果ガスの排出抑制対策を推進する。

【下水汚泥リサイクル率】60%（H14）→68%（H19）

○その他～下水道施設の徹底的な活用

これまで築いてきた下水道施設のポテンシャルを活用し、親水空間の整備や処理水・雨水の有効利用、処理場の上部空間の緑化など、水・緑環境の創出を図り、併せてヒートアイランド現象の緩和にも寄与するとともに、光ファイバーの収容、温冷熱エネルギーの有効活用等、都市再生にも最大限活用する。また、施設機能を良好に維持できるよう、計画的な再構築を推進する。

社会資本整備重点計画

平成 15 年 10 月 10 日
閣 議 決 定

社会資本整備重点計画法（平成15年法律第20号）第4条第1項に規定する社会資本整備重点計画を、平成15年度から平成19年度を計画期間として、次のとおり定める。

1 社会資本の整備に係る計画の改革

わが国の社会資本については、これまでの事業分野別の緊急措置法に基づく計画等による緊急かつ計画的な整備により、その充実を図ってきたところであるが、国際競争力の強化、少子・高齢社会への対応、環境問題への対応、安心して暮らしやすい社会の実現、美しい国づくり等の観点から残された政策課題への重点的な取り組みが求められている。

また、社会資本の整備については、より低コストで、質の高い事業を実現するといった時代の要請に応じ、一層重点的、効果的かつ効率的に推進していくことが求められている。

このような状況を踏まえ、社会資本の整備に係る計画の重点を、政策目標の実現に向けて国民が享受する成果の発揮に転換するとともに、政策目標の実現に関係する事業間の連携を一層深めるため、広く国民生活・産業活動の基盤を形成する社会資本（以下「社会資本」という。）の整備に係る事業分野別の計画を統合し、社会資本整備重点計画（以下「重点計画」という。）として定めることとした。

重点計画においては、21世紀の国土、経済社会のあり方を見据えつつ、計画期間中に社会資本整備事業により実現を図るべき目標と、当該目標の達成のために実施すべき、社会資本の整備とあいまって効果の増大を図る事務等（ソフト施策等）や民間主体による社会資本の整備も含めた社会資本整備事業の概要を、国民に明らかにする。

また、地域住民等の理解と協力の確保、既存の社会資本の有効活用、公共事業の入札及び契約の改善、技術開発等による費用の縮減その他社会資本整備事業を効果的かつ効率的に実施するために求められる、社会資本の整備に関する改革の方向性を国民に明らかにする。

2 重点計画の活用とその意義

重点計画の策定に当たっては、案の作成に先立ち、国民や地方公共団体の意見を反映するための措置を講じるなど、策定過程の透明化、各主体の参画の促進に努めたところであり、重点計画の推進過程においても、国民や地方公共団体との密接な連携を図ることとする。

また、今後の社会資本の整備においては、目標の達成度を定期的に評価・分析して、事業・施策のあり方に反映していくことが必要である。重点計画はこの観点からも積極的に活用されるべきものであり、社会資本整備重点計画法の規定に基づき、毎年度の政策評価の実施等を確実に行うものとする。さらに、国庫補助負担金制度に成果重視の視点も取り入れるなど、社会資本の整備について成果重視の施策体系へと転換していくことや、事業等の実施に当たり持続可能な社会の構築のための環境の保全を図っていくことも必要である。

重点計画の推進過程において、このような取り組みを、各分野における省庁横断的な施策の連携を図りつつ、総合的に展開することにより、国民のニーズに的確に応え、満足度の向上につながる社会資本の整備を重点的、効果的かつ効率的に推進する。

なお、本計画の実施に当たっては、社会経済の動向、財政事情等を勘案しつつ、弾力的にその実施を図るとともに、社会資本整備重点計画法の規定に基づき、必要に応じ、その見直しを行うものとする。

(4) 社会資本整備重点計画における下水道事業（平成20年度～平成24年度）

1) 下水道事業を巡る課題と今後の方向性

下水道は、生活環境の改善等を目的に整備され、普及率は全国平均で70%に達したが、中小市町村等において未だ未普及地域を多く抱えており、定住促進や産業・観光振興等の地域活力を支える社会基盤として、早急な整備が求められている。下水道が整備された地域においても、近年激化する集中豪雨による内水氾濫の頻発、全国で地震が発生する中での耐震化の遅れ、閉鎖性水域における富栄養化、都市内の水環境の悪化といった課題が未解決のままである。また、老朽管路の破損による道路陥没が多数発生しており、今後、これまでに蓄積したストックの高齢化による社会的影響の増大が懸念される。さらに、資源・エネルギー問題が深刻化する中、下水道が保有する処理水・バイオマス等の有効利用は低水準にとどまっている。これらの課題に加え、我が国における本格的な人口減少社会の到来や厳しさを増す財政状況、地球温暖化に代表される地球規模での環境問題を踏まえ、今後は、国民と地域社会の「安全・安心」「良好な環境」「快適・活力」を実現するため、下水道の有する機能を「排除・処理」から「活用・再生」に転換し、水や物質のフローを循環型にすることを基本とする。また、下水道ストックを適正に管理するとともに、経営基盤を強化することにより、国民の生活を支えるライフラインとしての下水道事業の継続性を確保する。

2) 重点的、効果的かつ効率的な事業の実施に向けた取組

○多様な主体の参加と協働

下水道整備に当たっては、計画段階で住民等と情報を共有し、計画策定から維持管理までの各段階で住民、NPO等の参加を得ることに努め、地域社会との協働関係を構築する。また、事業の効率化に向けて、民間事業者が有するノウハウの積極的な活用を図る。

○地域特性の重視

地域にとっての望ましい社会の実現に向けて、地域のニーズや特性を踏まえ、ローカルスタンダードの導入など、地域の創意工夫を活かした柔軟な整備手法の導入を促進する。

○施策の総合化

下水道整備と関連する事業との連携を強化し、総合的な施策を推進する。また、施設整備というハード対策に加え、情報提供、住民参加等のソフト面と一体化した事業推進に取り組む。

○事業の重点化・効率化

下水道事業の施策分野の特性に応じて、整備効果の大きさや整備が遅れた場合の被害や影響の大きさ等を勘案し、優先度の高い地域等を選択し、「時間管理概念」を持って、重点的な事業展開を行う。また、汚水処理施設の共同化や集約化を図るなど、下水道施設等の効率的・効果的な整備・管理を進める。

○技術開発の推進

行政、官民の研究機関、民間事業者の連携・交流を一層推進し、下水道の整備・管理のコスト縮減や機能の高度化のため、新技術の開発・導入を積極的に推進する。

3) 今後取り組む具体的な施策

○安全で安心な暮らしの実現

①浸水被害の軽減

地球温暖化による気候変動の影響等により近年頻発する集中豪雨の一層の深刻化が懸念される中で、都市化による雨水流出形態の変化や地下空間の利用拡大等を踏まえ、「雨に強いまちづくり」を目指す。このため、都市に降った雨水を下水道によって速やかに排除するだけでなく、貯留浸透施設を含めたハード整備やソフト対策、さらには自助を組み合わせた総合的な対策を推進する。

②地震対策の推進

被災時の水洗トイレの使用不能や未処理下水の流出等、被災地域の公衆衛生や生活環境等への甚大な影響を回避し、下水道が最低限有すべき機能の確保を図るため、防災拠点と処理場を結ぶ管路や緊急輸送路下の管路の耐震化などの「防災対策」と、社会的影響を最小化し、早期の機能回復を図る「減災対策」を総合的に推進する。

③水系リスクの低減

一定量以上の降雨時に合流式下水道から放流される未処理下水による水質汚染リスクを低減するため、早急に分流化や処理施設の増強等による改善対策を推進する。

また、水質事故発生時等における有害化学物質の流出による水質汚染リスクの低減に努める。

○良好な環境の創造

①公共用水域の水質改善

水質改善の遅れている三大湾や湖沼等の閉鎖性水域において、窒素・リンの流入負荷を削減することで富栄養化を解消し、赤潮・青潮やアオコの発生を抑制するなど、公共用水域のより一層の水質改善を進めるため、流域内の関係者による適切な役割分担の下で計画的・段階的な高度処理等を推進する。

②水循環系の健全化

気候変動に起因して増大する渇水リスクを軽減し、また、都市化によって失われた水辺空間を再生・創出するため、健全な水循環系の構築に向けて、都市内に豊富に存在する下水処理水の多様な用途への再利用を進めるとともに、雨水の貯留・浸透による水資源としての有効利用や地下水涵養を推進する。

③資源・エネルギー循環の形成

地球温暖化や資源・エネルギー問題に対応するため、下水処理場における省エネルギーの徹底とあわせ、下水汚泥の電力への利用や下水熱の冷暖房への利用等、新エネルギー対策の実施等により、温室効果ガスの排出削減対策を推進するとともに、有用資源であるリンの回収・利用を推進する。

○快適で活力ある暮らしの実現

①公衆衛生の向上と生活環境の改善

生活環境の改善、公共用水域の水質保全、地域の活力再生等の観点から、他の污水处理施設との連携を一層強化しつつ、未普及地域の早期解消を図る。特に、人口の集中する地区等では、概ね10年間で整備を概成させるべく整備の促進を図る。その他の地域では、整備の手法や時期について地域の裁量性を高めつつ、効率的な整備を推進する。

②活力ある暮らしの実現

定住促進、観光振興、産業振興等の活力ある地域づくりの観点から、下水道の整備に加え、下水処理場の施設空間の高度利用化や、雨水・再生水の活用による水辺空間の再生・創出、下水熱や下水汚泥の有するエネルギーの地域への供給等、地域のニーズに応じた施設・資源の活用を推進する。

○事業の継続性の確保

下水道の有する機能を将来にわたって維持・向上させるため、新規整備、維持管理、長寿命化、更新を体系的に捉え、ライフサイクルコストの最小化又は事業費の平準化を図るための総合的かつ計画的な施設管理を推進する。

また、適正な管理に必要となる安定した下水道経営を実現するため、経営計画の策定等により経営の計画性・透明性の向上を図るとともに、接続率の向上や施設の広域化・共同化等、歳出・歳入の両面において、経営基盤強化のための取組を支援する。

○社会資本整備重点計画のアウトカム目標指標一覧（平成20年度～平成24年度）

施策の方向性	施策	指標			
				H19年度	H24年度
安全で安心な暮らしの実現	浸水被害の軽減	・近年発生した床上浸水の被害戸数のうち未だ床上浸水の恐れのある戸数		約14.8万戸	約7.3万戸
		・下水道による都市浸水対策達成率 (重点地区)		約48%	約55%
				約20%	約60%
		・ハザードマップを作成・公表し、防災訓練等を実施した市町村の割合(内水)		約6%	100%
	地震対策の推進	・防災拠点と処理場を結ぶ下水管きよの地震対策実施率		約27%	約56%
			水系リスクの低減	・合流式下水道改善率	約25%
良好な環境の創造	公共用水域の水質改善	・河川・湖沼・閉鎖性海域における汚濁負荷削減率	(河川)	約71%	約75%
			(湖沼)	約55%	約59%
			(三大湾)	約71%	約74%
	資源・エネルギー循環の形成	・下水道バイオマスリサイクル率 ・下水道に係る温室効果ガス排出削減		約23%(H18)	約39%
				約216万t -CO2	
快適で活力ある暮らしの実現	公衆衛生の向上と生活環境の改善	・汚水処理人口普及率		約84%	約93%
		・下水道処理人口普及率		約72%	約78%
事業の継続性の確保	管理の適正化	・下水道施設の長寿命化計画策定率		0%	100%

社会資本整備重点計画

（平成 21 年 3 月 31 日）
閣 議 決 定

社会資本整備重点計画法（平成15 年法律第20 号）第 4 条第 1 項に規定する社会資本整備重点計画を、平成 20 年度から平成24 年度までを計画期間として、次のとおり定める。

社会資本整備重点計画は、国民生活・産業活動の基盤を形成する社会資本について、計画期間中、どのような視点に立ち、どのような分野に重点をおくのかといった「整備の方向性」を明確にし、その方向性を踏まえて、社会資本整備に関する「政策目標」とその実現によって国民が享受する「成果」を示すとともに、「限られた財源の中で効果的かつ効率的に社会資本整備を実施するための取組」を明らかにするものである。

計画期間中の社会資本整備については、本計画に基づき、あらゆる政策手段を適確に組み合わせ、また、官民の連携・協働により、重点的、効果的かつ効率的に実施していく。

特に、100 年に一度と言われる世界的な金融危機を契機に、昨今の我が国経済は、厳しい状況におかれている。こうした中、社会資本整備に当たっては、我が国の将来の発展を見据えると同時に、足下の経済や雇用の状況等を踏まえて、機動的かつ戦略的に実施していく必要がある。

なお、本計画については、経済社会の動向、財政状況等を勘案しつつ、弾力的にその実施を図るとともに、社会資本整備重点計画法の規定に基づき、必要に応じ、その見直しを行うものとする。

(5) 社会資本整備重点計画における下水道事業（平成24年度～平成28年度）

計画期間における重点目標と事業の概要

人口減少や厳しい財政状況への対応、気候変動をはじめとする災害リスクの高まり、東日本大震災を教訓とした防災・減災対策と低炭素・循環型社会の構築の重要性を踏まえ、今後の社会資本整備を進める上での指針となる現行の重点計画を、早期かつ抜本的に見直すことが求められていることから、平成24年度を初年度とし、平成28年度までを計画期間とする新しい重点計画が策定された。

重点目標 大規模又は広域的な災害リスクを低減させる

◎大規模地震の発生に備えた耐震化やソフト対策の推進

○強い振動に伴う地盤や構造物の損壊防止、市街地の防災性向上

公共インフラの機能の損失による人的・物的な二次被害の拡大の防止

防災関連施設をはじめとする公共インフラの大規模地震による機能の損失を防ぎ、更なる被害の拡大を防止・抑制するための防災・減災対策を推進する。

- ・海面下に位置する地域等を防御する河川・海岸堤防等の防災関連施設や、下水管きよ等の衛生関連施設の耐震・液状化対策の促進

◎人口・資産が集中する地域や近年甚大な被害が発生した地域等における治水対策の強化及び大規模土砂災害対策の推進

○大規模水害の未然の防止等

人口・資産が集中する地域、近年甚大な被害が発生した地域等において、河川改修、洪水調節施設の整備、堤防強化等の水害対策を推進する。

- ・地下空間高度利用地区、商業・業務集積地区、床上浸水常襲地区を中心とした浸水被害の最小化のための下水道整備の推進

○水害に強い地域づくり

土地利用規制と組み合わせた水害対策、浸透ますや防災調整池の整備等による河川への流出抑制対策等により、流域の特性を踏まえた水害に強い地域づくりを推進する。

- ・内水氾濫による浸水防除のための雨水管や雨水貯留管等の下水道施設の整備の推進

○水害に対する警戒避難体制等の整備

水害の発生に備え、ハザードマップの作成・周知や河川水位・雨量等の情報提供体制の充実、水防力の強化などにより警戒避難体制を強化する。

- ・ハザードマップの作成の推進（浸水、避難経路、避難場所等の情報の周知により円滑かつ迅速な避難体制を整備）

◎災害発生時のリスクの低減のための危機管理対策の強化

○災害発生時における、迅速な応急対応や活動支援のための準備

災害発生時における、迅速な応急対応や活動支援のため、危機管理体制の強化、広域的な防災活動の推進、自助・共助の促進等を行う。

- ・自助・共助の促進

（市町村におけるハザードマップや建設企業や地方公共団体等における事業継続計画（BCP）等の作成支援、被災時において港湾機能が早期に機能する体制を広域的に確保する方策の検討）

重点目標 持続可能で活力ある国土・地域づくりを実現する

◎持続可能でエネルギー効率の良い暮らしのモデルの形成と国内外への普及・展開

○都市における暮らしの低炭素化

都市機能の集約化をはじめとして、あらゆる分野における総合的な取組により、都市における低炭素・循環型社会の構築を進める。

・未利用エネルギー・再生可能エネルギーの利用や省エネ化の促進

(道路等公共施設への再生可能エネルギー発電装置の導入検討、下水汚泥バイオマス等の未利用エネルギーの利用、LED照明の導入など公共施設の省エネ化、地区・街区単位等で自然・未利用エネルギーを面的に活用するシステムの構築)

◎少子・高齢化社会においても誰もが安全・安心して暮らすことができる社会への転換

○健康で快適に暮らせる生活環境の確保

健康で快適な生活は、全ての人にとって基本であり、水や緑などをはじめとして、環境整備に引き続き取り組む。

・市街地や水質保全上重要な地域等における公衆衛生の向上や公共用水域の水質改善

(下水道施設の整備)

◎失われつつある自然環境の保全・再生

○健全な水循環の再生

人類をはじめ、全ての生物の基本的な存立基盤である水を守るため、水資源の有効活用や水質改善などを総合的に推進することにより、健全な水循環の再生を図る。

・汚濁の著しい河川・湖沼や東京湾、大阪湾、伊勢湾等の閉鎖性海域における水質の改善

(河川、湖沼内における植生浄化等の水質改善対策、高度処理施設を含む下水道の整備、合流式下水道の緊急改善などの推進、貧酸素水塊が発生する深掘跡の埋戻し、底質改善のための覆砂、流木等のゴミや船舶等から流出した油の回収等)

重点目標 社会資本の適確な維持管理・更新を行う

○我が国の社会資本の実態把握と維持管理・更新費の推計

我が国の社会資本において、地方公共団体が管理する施設がその大半を占めていることから、国土交通省が所管する主な社会資本について、それらも含めた実態把握を行うことが、今後の維持管理・更新費を見通す上で極めて重要である。

・地方公共団体が管理する施設を含め、国土交通省が所管する主な社会資本の実態を継続的に把握するとともに今後の維持管理・更新費を推計

○施設の長寿命化によるトータルコストの縮減等

今後社会資本の老朽化が急速に進行し、それに伴って維持管理・更新に係る費用が増大し、このままでは、適切な維持管理が困難になることも見込まれていることから、あらゆる分野において長寿命化計画の策定をはじめとした戦略的な維持管理・更新を行うことで、トータルコストの低減を図る。

・定期的な巡視、点検等による施設状態の的確な把握

・予防保全的管理が必要な施設補修対策の時期、内容等を記載した長寿命化計画の策定及びその計画的な実施

○社会資本整備重点計画のアウトカム目標指標一覧(平成24年度～平成28年度)

重点目標	施策	指 標		
			H28年度末	
大規模又は広域的な災害リスクを低減させる	大規模地震の発生に備えた耐震化やソフト対策の推進	地震対策上重要な下水管きよにおける地震対策実施率	H23年度末 約34%	約70%
	人口・資産が集中する地域や近年甚大な被害が発生した地域等における治水対策の強化及び大規模土砂災害対策の推進	過去10年間に床上浸水被害を受けた家屋のうち未だ浸水のおそれのある家屋数	H23年度末 約6.1万戸	約4.1万戸
		下水道による都市浸水対策達成率	H23年度末 約53%	約60%
		ハザードマップを作成・公表し、防災訓練等を実施した市町村の割合	H23年度末 約15%	約100%
	災害発生時のリスクの低減のための危機管理対策の強化	下水道津波BCP策定率	H23年度末 約6%	約100%
持続可能で活力ある国土・地域づくりを実現する	持続可能でエネルギー効率の良い暮らしのモデルの形成と国内外への普及・展開	下水污泥エネルギー化率	H22年度末 約13%	約29%
		下水道に係る温室効果ガス排出削減	H21年度末 約129万t-CO2/年	約246万t-CO2/年
	少子・高齢化社会においても誰もが安全・安心して暮らすことができる社会への転換	汚水処理人口普及率	H22年度末 約87%	約95%
	失われつつある自然環境の保全・再生	良好な水環境創出のための高度処理実施率	H23年度末 約33%	約43%
社会資本の適確な維持管理・更新を行う	長寿命化計画の策定率	下水道施設の長寿命化計画策定率	H23年度末 約51%	約100%

社会資本整備重点計画について

平成 24 年 8 月 31 日
閣 議 決 定

社会資本整備重点計画法（平成15年法律第20号）第4条第1項に規定する社会資本整備重点計画を、平成24年度から平成28年度を計画期間として、別冊のとおり定める。

（別冊）※冒頭抜粋

社会資本整備重点計画（以下「重点計画」という。）は、国民生活・経済社会・産業活動の基盤を形成する社会資本について、計画期間中、どのような視点に立ち、どのような事業・施策に重点をおくのかといった「整備の方向性」を明確にし、その方向性を踏まえて、社会資本整備に関する「政策目標」とその実現によって国民が享受する「成果」を示すとともに、「限られた財源の中で効果的かつ効率的に社会資本整備を実施するための取組」を明らかにするものであり、平成15年度から平成19年度の第一期計画に引き続き、平成20年度から平成24年度を計画期間とする現行の重点計画が進行中である。

しかし、人口減少、少子・高齢化社会の到来や厳しい財政状況などの社会経済情勢の変化や、災害リスクの増大・顕在化等を踏まえ、国民にとって真に必要な社会資本整備を、効果的、効率的に進めることが一層求められており、こうした状況の中で、平成22年5月、国土交通省成長戦略会議において、社会資本整備を含む国土交通省の政策について、「選択と集中」、「民間の知恵と資金の活用」など、旧来のメカニズムを大きく転換するべきとの提言がなされた。なお、「選択と集中」については、行政刷新会議の提言型政策仕分け（平成23年11月）においても、その考え方を厳格に進めるべきとの提言がなされた。

さらに、平成23年3月11日に発生した東日本大震災は、社会資本整備の最も重要な使命が「国民の命と暮らしを守る」であることを改めて強く認識させる契機となった。「防災対策」に加えて、低頻度で大規模な災害に備え、ハード・ソフト施策の適切な組合せによる「減災対策」の重要性が認識され、「津波防災地域づくり」などの新しい政策展開につながった。また、原子力発電施設の事故を契機として、低炭素・循環型社会の実現についてもその重要性が改めて認識されている。これらの『持続可能で活力ある国土・地域づくり』という考え方は、「日本再生戦略」（平成24年7月閣議決定）の項目としても掲げられたところである。

今後の社会資本整備については、こうした昨今の大きな変化を踏まえ、国民にとって真に必要な社会資本整備を戦略的に進めることが必要であり、そのために、社会資本整備を進める上での指針となる現行の重点計画を、早期かつ抜本的に見直すことが求められていることから、平成24年度を初年度とし、平成28年度までを計画期間とする新しい重点計画を策定するものである。

新しい重点計画においては、これまでの重点計画における課題を踏まえ、特に以下の点について、見直しを行った。

一点目は、『ソフトも含めた事業・施策間の連携の徹底』である。効率的に政策目標の達成を図るためには、様々な分野の事業・施策を連携して実施していくことが重要であることから、本計画では、従来の計画と異なり、事業・施策の整理を事業別ではなく、横断的な課題別に行うこととし、それぞれの事業・施策間の連携についても、ハード施策の間の連携はもとより、ハード施策とソフト施策間の連携、多様な主体の協働等、施策ツールを組み合わせることが重要であるため、それらを踏まえて実施すべき事業・施策の概要を整理した。

二点目は、『中長期的な社会資本整備のあるべき姿の提示』である。重点計画で定めるべき「計画期間にお

ける重点目標」や「事業・施策の概要」を検討するに当たっては、まず社会資本整備の全体像を総合的に明らかにする必要があるという考えに立ち、計画期間より長期の横断的な政策目標を設定した上で、同じ政策目標を共有する事業・施策の集合体（以下、この計画において「プログラム」と称する。）を整理した。

三点目は、『「選択と集中」の基準の提示』である。中長期的な社会資本整備のあるべき姿を示す「プログラム」のうち、計画期間中において戦略的、重点的に実施すべき事業・施策を明らかにするため、「選択と集中」の基準を明示し、これをもとにして計画期間中の重点目標と、事業・施策の概要を整理した。

四点目は、『指標の見直し』である。重点目標の主な事項のうち、新たな政策課題に対応し今後の施策の方向性を示すため、その達成状況を定量的に測定するための新しい指標を設定した。加えて、計画が目指すところを明確に示すため、よりわかりやすい指標の設定に努めた。なお、指標の設定により、歳出が固定化・硬直化されるものではない。

この計画については、内容の充実とともに、計画の実効性を確保するための方策を明確にしておくことが重要であり、重点計画のフォローアップなどの新たな施策についても盛り込むこととした。特に、社会資本整備審議会・交通政策審議会交通体系分科会計画部会（以下「計画部会」という。）による重点計画のフォローアップについては、計画期間における重点目標において示した指標の進捗状況を把握するとともに、指標を定めていない事業・施策についても実施状況を可能な限り客観的に把握することにより、政策上の課題を抽出し、計画の改善検討を行おうとするものである。

これらの見直しにより、新しい重点計画において社会資本整備のもたらす効果をできるかぎりわかりやすく示すとともに、真に必要な社会資本の整備や維持管理を、効果的、効率的に進めていくに当たっての基本的な考えを提示することとする。

(6) 社会資本整備重点計画における下水道事業（平成27年度～令和2年度）

計画期間における重点目標と事業の概要

第3次重点計画は、平成24年度に策定され、平成28年度までを計画期間として推進されてきたが、計画が策定されて以降も社会資本整備をめぐる状況は大きく変化してきた。特に、①加速するインフラ老朽化、②切迫する巨大地震、激甚化する気象災害、③人口減少に伴う地方の疲弊、④激化する国際競争といった直面する構造的課題に係る状況変化に的確に対応し、これらを乗り越えるため、また、「国土のグランドデザイン2050」の具体化に向け、国土形成計画と調和を図るとともに、交通政策基本計画（平成27年2月）と「車の両輪」として連携・整合を図り、相互の取組の相乗効果が得られるよう一体的に実行していくことから、第3次重点計画の期間を短縮し、平成27年度より開始する。かつ、東京オリンピックをマイルストーンとするために令和2年までを期限として行う。

重点目標 社会資本の戦略的な維持管理・更新を行う

◎メンテナンスサイクルの構築による安全・安心の確保とトータルコストの縮減・平準化の両立

○定期的な点検管理の実施

- ・メンテナンスサイクルの第一段階として、点検が確実に実施されていることを把握・見える化することで、確実にメンテナンスサイクルを回すことができる体制を構築
- ・国民の財産である道路について、適正利用者にはより使いやすく、道路を傷める重量制限違反車両を通行させる悪質違反者に対しては指導や処分を厳格に実施するなど、メリハリの効いた取組を実施

○個別施設ごとの長寿命化計画（個別施設計画）の策定・実施

- ・各社会資本の管理者は、各施設の特性や維持管理・更新等に係る取組状況等を踏まえつつ、メンテナンスサイクルの核となる個別施設計画を令和2年度までに策定し、これに基づき戦略的な維持管理・更新等を推進
- ・長寿命化計画の策定を防災・安全交付金による支援の要件とするなど、各地方公共団体が管理する社会資本の老朽化対策が着実に進展するような取組を推進
- ・個別施設計画に基づくメンテナンスサイクルの構築と着実な取組の継続により、各施設の健全度を維持・向上させ、老朽化に起因する重要インフラの重大事故をゼロにすることを推進

○維持管理・更新等のコストの算定

- ・維持管理・更新等に係るコストの縮減・平準化を図るためには、中長期的な将来の見通しを把握し、それを一つの目安として、戦略を立案し、必要な取組を進めていくことが重要
そのため、個別施設計画において維持管理・更新等に係るコストを算定することを推進

◎メンテナンス技術の向上とメンテナンス産業の競争力の強化

○維持管理体制の構築

- ・社会資本の安全を確保するため、国の職員はもとより、地方公共団体等の職員を対象とした研修や講習を実施し、職員の技術力向上を推進
- ・点検・診断、補修・修繕の民間事業者への包括的委託の活用
- ・点検・診断等を実施する際の人員・技術力の確保のため、業務を実施する際に必要となる能力や技術を、国が施設分野・業務分野ごとに明確化するとともに、関連する民間資格について評価、登録し、それにより点検・診断等の一定の水準の確保や、社会資本の維持管理に係る品質の確保を推進

- ・施設の管理者のみでは対応困難な施設については、必要に応じて道路における「直轄診断」等の国や都道府県等による技術的アドバイスや権限代行制度の活用等による支援の仕組みを構築

また、地域での一括発注を行うこと等によりマスメリットを活かした効率的な維持管理を行う

○情報基盤の整備と活用

- ・点検・診断、修繕・更新等のメンテナンスサイクルの取組を通じて、最新の劣化・損傷の状況や、過去に蓄積されていない構造諸元等の情報を収集し、それを国、地方公共団体等を含め確実に蓄積するとともに、一元的な集約化を図り、それらの情報を利活用し、目的に応じて可能な限り共有・見える化していくことを推進

○新技術の開発・導入

- ・社会資本の老朽化対策を進め、社会資本の安全性・信頼性を確保するため、技術開発や新技術の導入を積極的に推進
- ・社会資本のモニタリング技術については、管理ニーズの体系的整理、管理ニーズと技術シーズのマッチングを行った上で、異分野の技術も含めて施設ごとに現場を活用して実証試験を実施し、耐久性・安全性・経済性等の検証、得られたデータと施設の状態との関係の分析等を通じて、管理ニーズからみた有効性を明らかにすることにより、技術研究開発等を促進
- ・ロボット技術について、現場ニーズと異分野技術を含めた技術シーズのマッチングを行い、民間や大学等のロボットを公募し、現場での検証・評価を通じて、有用なロボットを国土交通省が実施する事業の現場へ先導的に導入することにより、技術研究開発を促進

重点目標 災害特性や地域の脆弱性に応じて災害等のリスクを低減する

◎切迫する巨大地震・津波や大規模噴火に対するリスクの低減

○耐震化等の地震対策

- ・河川・海岸堤防、水門・樋門、排水施設等について、地盤の改良等の耐震化を推進
- ・下水道施設の耐震化・耐津波化・耐水化の計画的・段階的な実施、下水道事業継続計画（BCP）の策定等、事前対策を促進

○津波対策

- ・想定最大規模の津波に対して、ハード・ソフトの施策を組み合わせた多重防御による津波災害に強い地域づくりを推進

◎激甚化する気象災害に対するリスクの低減

○水害対策

- ・人口・資産が集中する地域や近年甚大な被害が発生した地域等における水害対策の推進（河道掘削や堤防整備等の河川改修、洪水調節施設の整備、堤防強化、下水道整備等）
- ・河川への流出抑制対策の推進（流域貯留浸透施設、浸透ます、透水性舗装、防災調整池等の雨水貯留浸透施設の整備）
- ・土地利用規制と組み合わせた水害対策（土地利用状況に応じ、輪中堤の整備や氾濫する地域における災害危険区域の指定等）
- ・河川・下水道が一体となった浸水被害軽減対策の推進
- ・最大クラスの洪水、内水及び津波・高潮に対応した浸水想定区域図の作成及びハザードマップの作成の推進

- ・近年、頻発する局地的な大雨等（いわゆるゲリラ豪雨）に対応するため、下水道による浸水対策を推進するとともに、施設の能力を上回る降雨に対しては、官民連携してハード対策、ソフト対策等を組み合わせた効率的かつ効果的な浸水対策を推進
- ・地下空間の浸水防止・避難確保対策の推進
- ・地下駅の出入口やトンネル坑口部等について、止水板や防水ゲート等の浸水対策を推進
- ・既存の下水道施設の増補管や貯留施設の整備など一層の機能向上を図るとともに、施設の能力を上回る降雨に対して、下水道管渠のネットワークや排水ポンプの運用等を図る

○土砂災害対策

◎災害発生時のリスクの低減のための危機管理対策の強化

- ・災害発生又は災害発生のおそれがある場合には、リエゾンを被災地方公共団体に派遣し、情報の収集・提供と支援ニーズの把握、災害対策本部との情報共有を図る
- ・全国の地方整備局より職員を被災地に派遣し、緊急災害対策派遣隊(TEC-FORCE)による被災状況の調査、被害拡大防止及び早期復旧に係る被災地方公共団体等への技術的な支援を実施
- ・TEC-FORCE 隊員の確保、訓練や研修による技術力の向上・強化、災害対策機械等の装備の充実など、危機管理対策を強化
- ・大規模地震等に備えた広域応援部隊の広域活動拠点の整備や関係ブロック・行政機関等との広域的な合同防災訓練の実施により、広域災害に対応できる体制を構築

重点目標 人口減少・高齢化等に対応した持続可能な地域社会を形成する

◎地域生活サービスの維持・向上を図るコンパクトシティの形成等

○コンパクトな集積拠点の形成等

- ・人口減少等を踏まえた持続的な污水处理システム構築（生活排水処理に係る下水道は、人口減少等に対応し、集落排水、浄化槽等他の污水处理施設との適切な役割分担の下、効率的な整備を実施。また、時間軸の概念に基づき既存ストックの活用や施設の統廃合、污泥の利活用など段階的に効率的な管理運営を推進）

○大都市圏における生き生きと暮らせるコミュニティの再構築

◎美しい景観・良好な環境の形成と健全な水循環の維持又は回復

○失われつつある自然環境の保全・再生・創出・管理

- ・都市域において水と緑豊で魅力ある良好な都市環境を整備するため都市公園等の整備等を推進し、水と緑のネットワークの形成を推進
- ・過去の開発等により失われた多様な生物の生息・生育環境である湿地について、地域の多様な主体と連携しつつ、再生等を推進することにより、生態系ネットワークを形成するとともに、地域の活性化を目指す

○健全な水循環の維持又は回復

- ・湖沼や閉鎖性海域等の公共用水域における、既存の下水道施設の一部改造、運転管理の工夫による段階的
高度処理を含む高度処理の導入及び放流先の水域の状況に応じた順応的な水質管理等を通じた水質改善の推進
- ・人口減少等の社会情勢の変化を踏まえつつ、污水处理の早期概成に向けて、地域の実情に応じた最適な污水处理施設の整備を推進
- ・計画的な水資源の開発、渇水対策、雨水・再生水利用の促進など、健全な水循環の維持又は回復に向けた

取組の推進

◎地球温暖化対策等の推進

○地球温暖化緩和策・適応策の推進

- ・下水道分野における温室効果ガス排出量削減の推進（下水汚泥バイオマス・下水熱等再生可能エネルギーの利用、下水道における省エネルギー対策、一酸化二窒素の排出削減）
- ・建設機械からのCO₂ 排出量の削減（国土交通省が燃費性能の優れた建設機械を認定し、認定機械の普及促進を促すことで建設機械からのCO₂ 排出量を削減する）
- ・適応計画の策定及び同計画に基づくハード・ソフト両面からの総合的な適応策の推進（水災害分野（水害対策、土砂災害対策、渇水対策）や沿岸分野の取組、ヒートアイランド対策等の実施）

○循環型社会の形成

- ・下水汚泥バイオマス・下水熱等再生可能エネルギーの利用

重点目標 民間投資を誘発し、経済成長を支える基盤を強化する

◎地方圏の産業・観光投資を誘発する都市・地域づくりの推進

○地方圏の観光を支える基盤整備

- ・民間活力を積極的に引き出すための機運の醸成に加えて、創意工夫を促し、既存制度の更なる活用促進等を進めることにより、美しさと風格を備えた魅力ある水辺空間をまちづくりと一体となって創出

○PPP/PFI による民間ビジネスの創出

- ・PPP/PFI 手法導入検討を促進するための地域プラットフォームの形成

◎我が国の優れたインフラシステムの海外展開

○「川上」からの参画・情報発信

- ・官民一体となったトップセールスの展開
- ・プロジェクト構想段階からの官民連携による案件形成・コンソーシアム形成の支援、海外PPP 協議会の開催等
- ・日本のインフラの優れた点を様々な国際会議の機会等を活用して情報発信
- ・防災技術の海外展開に向けた「防災協働対話」の展開

○インフラシステムの海外展開に取り組む企業支援

- ・(株)海外交通・都市開発事業支援機構（JOIN）による海外インフラ市場への我が国事業者の参入促進
- ・二国間対話等を通じたビジネストラブルの解決支援
- ・外国政府・企業と連携して周辺の第三国へ展開する我が国建設企業等の取組支援、公正な海外建設市場形成の推進
- ・中堅・中小建設企業の海外進出支援

○ソフトインフラの海外展開

- ・国際標準化の推進、制度整備支援、人材育成といった「ソフトインフラ」の海外展開の推進

社会資本整備重点計画について

平成27年9月18日
閣議決定

社会資本整備重点計画法（平成15年法律第20号）第4条第1項に規定する社会資本整備重点計画を、平成27年度から平成32年度を計画期間として、別冊のとおり定める。

（別冊）※冒頭抜粋

社会資本は、現在及び未来の国土・地域を形づくる礎であり、長期間にわたって、幅広い国民生活や社会経済活動を支えるものである。社会資本が世代を超えて有効に活用されるためには、時代の変化を読み取り、それに応じて社会資本に求められる機能の変化を見通して、社会資本の整備に的確に反映させ、蓄積・高度化を図っていくことが求められる。

社会資本整備重点計画（以下「重点計画」という。）は、中長期的な視点から社会資本整備に取り組むための道しるべであり、真に必要な社会資本の姿を明らかにするものである。具体的には、社会資本について、「計画期間における社会資本整備事業の実施に関する重点目標」、「重点目標の達成のため、計画期間において効果的かつ効率的に実施すべき社会資本整備事業の概要」、「社会資本整備事業を効果的かつ効率的に実施するための措置」等を明らかにするものとして、これまで3次にわたる計画が策定されてきた。

第3次重点計画は、平成24年度に策定され、平成28年度までを計画期間として推進されてきたが、計画が策定されて以降も社会資本整備をめぐる状況は大きく変化してきている。特に、①加速するインフラ老朽化、②切迫する巨大地震、激甚化する気象災害、③人口減少に伴う地方の疲弊、④激化する国際競争といった直面する構造的課題に係る状況変化に的確に対応し、これらを乗り越えるための重点計画が求められる。

こうした新たな時代の要請に対しては、中長期的な視点から戦略的に取り組む必要がある。平成26年7月に公表された「国土のグランドデザイン2050」においては、2050年を見据え、未来を切り開いていくための国土づくりの理念・考え方が示された。これも踏まえ、平成27年8月には新しい国土形成計画（全国計画）が策定され、国土の基本構想として重層的かつ強靱な「コンパクト＋ネットワーク」により、「対流促進型国土」の形成を図ることが示されたところであり、その具体化に向け、社会資本整備を計画的に推進する必要がある。

多様な災害が頻発する脆弱な我が国国土においては、東日本大震災の被災地の復興加速を最重要課題として取り組みつつ、防災・減災、老朽化対策、メンテナンス、耐震化をメインストリームとして重点的に取り組み、人命と財産を守ることは社会資本整備の最優先の使命である。

また、高度成長期を経て、成熟社会を目指す中で、より豊かな国民生活の実現を支える役割を強化してきた社会資本整備は、今後とも、人口減少や高齢化、環境との共生、ICT等の技術革新の進展など、社会経済状況の変化を踏まえつつ、国民が誇りを持てる美しい国土を将来にわたって継承できるよう、国民生活の質の向上に絶えず取り組んでいくことが求められる。

加えて、我が国において経済と財政双方の一体的な再生を図ることが喫緊の課題となっている。「経済財政運営と改革の基本方針2015」（平成27年6月）において定められた「経済・財政再生計画」を踏まえ、社会資本整備についても経済再生と財政健全化に貢献していくことが求められる。特に、人口減少下でも持続的な経済成長を実現していくためには生産性の向上が不可欠であり、社会資本整備についても、財政健全化の必要性を十分認識しつつ、経済活動の生産性の向上に寄与し、民間投資を誘発する効果を発揮し、持続的な経済成

長を支えていけるよう重点的に取り組む必要がある。あわせて、本格的な人口減少・超高齢社会の到来を踏まえ、地域の実情に応じ必要な社会資本の機能の高度化を図るとともに、効率的・効果的な集約・再編等の取組を進めることも重要である。

社会資本整備に今日求められるこうした時代の要請に応え、厳しい財政制約の下、社会資本の蓄積・高度化の効果を最大限発揮するマネジメントの徹底により、我が国が直面する構造的課題を乗り越え、将来にわたって安全・安心で豊かな国民生活と活力ある社会経済活動が可能となるよう、第4次重点計画を策定するものである。

本重点計画においては、これまでの重点計画からの継続性も考慮しつつ、特に以下の点について、見直しを行った。

一点目は、「機能性・生産性を高める戦略的インフラマネジメントの構築」である。厳しい財政制約の下、4つの構造的課題に対応し、社会資本のストック効果が最大限に発揮されるよう、既存施設に係る戦略的メンテナンスと有効活用（賢く使う取組）に重点的に取り組むとともに、社会資本整備の目的・役割に応じて、「安全安心インフラ」、「生活インフラ」、「成長インフラ」について、優先度や時間軸を考慮した選択と集中の徹底を図ることとしている。特に、今後、既存の社会資本の維持管理・更新（メンテナンス）に係る費用の増加が見込まれることから、社会資本に求められる幅広い役割を果たしていくためには、メンテナンスに係るトータルコストを中長期的に縮減・平準化し、投資余力を確保していくマネジメントを徹底することとしている。

二点目は、「政策パッケージの体系化とKPI（Key Performance Indicator）の設定」である。中長期的な見通しを持った計画とするため、「戦略的インフラマネジメント」の具体的な内容として、重点目標を実現する政策パッケージごとに、現状と課題、中長期的に目指す姿、計画期間に実施する重点施策とその進捗を示す指標について、時間軸に即し体系化し、一連のストーリーとして分かりやすく示すこととしている。

三点目は、「戦略的インフラマネジメント」に加え、社会資本整備を支える「現場の担い手・技能人材に係る構造改革」、「安定的・持続的な公共投資の見通し」について、持続可能な社会資本整備の実現に不可欠の要素として、その実現を図ることを基本方針として掲げている。

本重点計画に基づく事業・施策の推進に当たっては、「国土のグランドデザイン2050」の具体化に向け、国土形成計画と調和を図るとともに、交通政策基本計画（平成27年2月）と「車の両輪」として連携・整合を図り、相互の取組の相乗効果が得られるよう一体的に実行していくことが重要である。

こうした観点から、本重点計画の計画期間については、交通政策基本計画の計画期間との一致を図り、2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会をマイルストーンとして取り組むことも踏まえ、平成32（2020）年度までとする。

社会資本整備重点計画について

〔令和3年5月28日〕
閣議決定

社会資本整備重点計画法（平成15年法律第20号）第4条第1項に規定する社会資本整備重点計画を、令和3年度から令和7年度を計画期間として、別冊のとおり定める。

（別冊）※冒頭抜粋

社会資本、インフラストラクチャーの語源は、古代ローマ人が使用したラテン語の「下部」を意味する「インフラ」と、「構造」を意味する「ストゥルクトゥーラ」から合成されたものと言われている。この言葉通り、先人たちの知恵や努力によって我が国に蓄積されてきたインフラが効果を発揮し、現在を生きる我々の日々の生活や社会経済活動の基盤となっている。例えば、江戸時代に行われた利根川の東遷などにより、関東平野の発展の基礎が築かれ、今日的首都圏の発展の基となった。また、近年においては、平成30年台風第21号や令和元年東日本台風などの自然災害に際し、かつて整備を行ったインフラがその機能を発揮し、多くの人々の命や暮らしが守られたことは記憶に新しい。

これは、視点を変えれば、現在の我々が行う社会資本整備は、現在を生きる我々の安全・安心を確保し、社会経済活動の基盤となるだけでなく、将来の世代の豊かな生活や社会経済活動、我が国の競争力の基盤となるものであり、まさしく未来への投資となるものである。

特に、我が国は、諸外国と比較して、急峻な山脈を多く有し、海岸線が複雑で可住地が少なく、地震や豪雨など自然災害が数多く発生するなどの脆弱な国土条件下にある。これまでも、安全・安心の確保や持続可能な地域社会の形成、経済成長を図るためにインフラ整備を進めてきたが、激甚化・頻発化する自然災害や激化する国際競争等の下、引き続きこれらの目的を達成していく上で必要となるインフラが十分ではないとの指摘もある。こうした中、現在の我が国のインフラが置かれている状況を諸外国との比較も含めしっかりと把握した上で、我が国が持続可能な発展を遂げ、現在を生きる我々や将来の世代が安全・安心に活力ある日々を送るために必要となる社会資本の整備に、ハード・ソフト両面から、戦略的・計画的に取り組んでいかななくてはならない。

社会資本整備重点計画（以下「重点計画」という。）は、こうした中長期的な視点から社会資本整備に取り組むための道しるべであり、真に必要な社会資本の姿を明らかにするものである。平成15（2003）年以降、これまで4次にわたる計画を策定し、戦略的・計画的な取組を進めてきた。

直近の計画である第4次重点計画は、平成27（2015）年に策定され、令和2（2020）年度までを計画期間として推進されてきたが、計画が策定されて以降も、社会資本整備をめぐる状況は大きく変化してきている。

特に、①自然災害の激甚化・頻発化やインフラの老朽化の進展、②人口減少による地域社会の変化や国際競争の激化、③デジタル革命の本格化やグリーン社会の実現に向けた動き、ライフスタイル・価値観の多様化、などの変化に加え、令和2（2020）年以降、新型コロナウイルス感染症が拡大するとともに、その脅威が継続する中で、東京一極集中リスク及びその是正の必要性が改めて認識されたほか、社会経済活動のあり方や人々の行動・意識・価値観・インフラに対する捉え方にも多大な影響を及ぼしている。他方、コロナ禍においても、建設産業や交通事業等は国民の生活に不可欠なサービスであることが再認識された。こうした社会の流れに的確に対応するだけでなく、今後進むべき社会のあり方を見据えた上で、その実現に資するような社会資本整備を進めていくため、今回、第5次重点計画を策定する。

本重点計画においては、社会情勢の変化を先取りして対応していくため、特に以下の点について、従前の重点計画からの深掘りを行っている。

まず1点目は、「3つの総力を挙げた社会資本整備の深化」である。インフラのストック効果を最大限発揮させるためには、3つの総力を挙げて取り組むことが必要不可欠である。すなわち、①省庁間の縦割りを打破するとともに、地方公共団体や企業、住民とも連携し、社会資本整備に取り組むという「主体の総力」、②デジタル技術も活用しつつ、ハード施策だけでなくソフト施策など考えるあらゆる施策を組み合わせ、施策の相乗効果を生み出すという「手段の総力」、③整備段階だけでなく、その後の維持管理・利活用段階までも視野に入れた取組を行うという「時間軸の総力」の3つである。この3つの総力を挙げて社会資本整備に取り組むことで、ストック効果を最大化させていく。

2点目は、「インフラ経営により、その潜在力を引き出すとともに、新たな価値を創造する」ことである。人口減少による地域社会の変化や厳しい財政制約の下、インフラがそのストック効果を最大限発揮し、幾世代にもわたり国民が豊かで安全な生活が実感できる国土づくりを実現するためには、インフラを、世代を超えて共有する「資産」として捉え、社会資本を整備・維持管理するだけでなく、しっかりと利活用していく観点が重要である。また、人口減少が進展する中、必要性の減少や地域のニーズ等に応じ、インフラの廃止、除却等の対応を取るなど、一つのエリアにおいてどのようなインフラが必要で、どのようなインフラが不要なのかという全体の最適化を図っていく必要もある。このような観点は、第4次重点計画でも触れられていたが、本重点計画ではさらに深化させ、その具体化のための施策やKPI (Key Performance Indicator) を記載することにより、本格的に「インフラを経営する観点への転換」を進めていく。

3点目として、新型コロナウイルス感染症の拡大を踏まえ、「新たな日常」を実現するための社会資本整備を進めていくことも重要である。例えば、新型コロナウイルス感染症を契機とした住まい方や働き方の変化等を踏まえ、多核連携型の国土づくりや豊かで暮らしやすい地域づくりを推進するとともに、社会資本整備分野のデジタル化を推進する。また、リスクに強い社会経済構造の構築を図るため、人流・物流を支えるネットワークの強化等を進めていく。

3 北海道総合開発計画と下水道

(1) 第1期北海道総合開発計画（昭和27年度～31年度、昭和33年度～37年度）

戦後の本道の開発は北海道開発法（昭和25年）に基づく総合開発計画によって計画的に推進されてきたが、第1期においては道路、港湾などの基盤づくりに重点がおかれ、下水道工事は札幌市ほか数か所の主要都市がそれぞれの立場で実施していた。

(2) 第2期北海道総合開発計画（昭和38年～昭和45年）

昭和38年度を初年度とするこの計画で、下水道事業は『都市および生活環境施設』の一環として、その整備目標があげられている。その方針の中で『重要な開発基盤を形づくるものであり、広域にわたる都市計画的配慮のもとに、総合的な土地利用計画に基づいて、街路、都市公園、上下水道及び清掃施設の整備を推進し、明るく住みよい生活基盤の確立につとめる』と位置づけている。さらに具体的事業内容については、『終末処理上と一体をなす公共下水道については、排水面積の拡大を図り、都市下水路については、排水面積の拡大整備を図る』とある。これは、昭和33年の新下水道法制定の思想に基づき、公共用水域水質保全ということよりも「都市環境の改善を図り、もって都市の健全な発展と公共衛生の向上に寄与する」を健前とした都市内の浸水防除及び環境整備に重点が置かれたからである。さらに、管渠施設と終末処理施設は、国の行政が建設省、厚生省に分かれており、道の機構も土木部と衛生部との二元行政を行っていた。その計画と実績については、次表のとおりである。

表 下水道の計画と実績

(単位：ha, 千円, %)

整備部門	事業費	区分	計画	実績	達成率(%)	摘要
都市及び生活環境施設	公共下水道	事業費	(排水面積) 9,617	6,299	65.5	
		事業費	17,310,000	23,513,000	135.8	
	都市下水路	事業量	(排水面積) 2,298	—	—	
		事業費	2,620,000	1,632,000	62.3	
	計	事業費	19,930,000	25,145,000	126.2	
環境衛生	下水道終末処理施設	事業量	915	399	43.6	
		事業費	3,884,000	10,872,000	280.0	
合計	公共下水道 (終末処理施設を含む)	事業費	23,814,000	36,017,000	151.2	
		事業費	21,194,000	34,385,000	162.2	

計画目標と実績を比較すると、事業費の達成度合いにくらべて、事業量の達成率が低かった。その理由として、建設工事費の増嵩はもちろんのこと、管渠工事については、市街地内施工のため、ヘクタール当たりの投資額が増大してきたためであり、また終末処理施設工事においては、処理方式の高級化がなされ、1人当たりの建設費の増大があげられる。

(3) 第3期北海道総合開発計画 (昭和46年～昭和55年度、52年で打ち切り)

－生産と生活が調和する豊かな地域社会の建設－

昭和46年度を初年度とするこの計画の中で下水道事業については、『住みよい生活環境の整備』のうち、『近代的な生活環境施設の整備』として位置づけられている。構想として「環境衛生、河川、湖沼の水質保全および市街地の浸水防止の見地から早急に整備をする。このため都市計画法適用区域内の人口集中地区における都市排水の適切な処理により、公共下水道の整備を図り、公共下水道布設地域以外については、都市下水路の整備を推進する。また大規模工業地域においては、工業排水の共同処理により公害の未然防止に資するよう特別都市下水路（現在の特定公共下水道）を設置する。さらに公共下水道の整備と相まって便所の水洗化を積極的に促進する。」となっている。

2期計画との違いとしては、公共用水域の水質保全が意図されていることと、工業地区における工業排水の共同処理問題及び公共下水道の最終目的である水洗化の促進があげられていることである。これは、昭和45年の公害国会における、水質保全のための下水道の役割及び責任に関する議論に由来するものである。

しかし、その後我が国の経済社会情勢は大きく変化してきたため、この3期計画の総点検が必要となり、49年にその中間報告がなされた。その中では、長期にわたる高度成長による物資面での豊かさを高めたが、その反面、生活環境施設などの社会資本のストック不足があり、また計画策定時に比べて、自然に対する価値観の高まり、自然環境保全への要請、都市化に伴う環境汚染の問題等の課題が提起されている。さらに具体的に下水道については、都市計画区域にとらわれないで、今後は都市と農山漁村を問わず健康で快適な生活環境と公共用水域の水質保全を図るための従前以上の下水道事業の促進が必要であるとされている。計画と昭和52年度末の実績は次のとおりである。

表 下水道の計画と実績

項目	区分	計画	実績(46～52)	達成率(%)	備考
公共下水道	事業量	(整備面積) 35,300ha	13,162ha	37.3	水洗化人口200万人
	事業費	296,000百万円	221,098百万円	74.7	面積普及率80% (整備面積市街地)
都市下水路	事業量	(延長)95km	37.6km	39.6	
	事業費	19,000百万円	4,162百万円	21.9	
特定公共下水道	事業量	(整備面積)3,000ha	96ha	3.2	計画時は、特別都市下水路
	事業費	20,000百万円	1,088百万円	5.4	
合計	事業量	—	—	—	
	事業費	335,000百万円	226,348百万円	67.6	

(4) 第4期北海道総合開発計画 (昭和53年度～昭和62年度)

—安定した生活と豊かな地域社会の創造を目指して—

第3期北海道総合開発計画の後半で述べた通り、諸時勢の変化は著しく、特に国土資源、エネルギー資源等の制約の下、生活の安全性、安定性を求める国民意識の高まりなどが急速に進み、我が国経済社会は新たな発展段階に移行しつつあり、昭和50年代前期経済計画、国土利用計画(全国計画)、第3次全国総合開発計画等に示されている新たな中長期の経済政策、国土政策等との調整の必要性も生じて、今後の北海道総合開発の展開の方向と施策のあり方を示すため、新北海道総合開発計画を策定する必要が生じた。

これによれば、北海道における下水道の整備は、札幌市をはじめ2、3の都市で進んでいるものの、その他の市町村では大きく立ち遅れている現状にある。

また、下水道は生活環境の改善に加えて、さけ・ます・まりも等の資源や自然の保護のためにも河川・湖沼・海域の水質保全が必要であり、今後とも積極的に普及を図らなければならないとしている。このため、都市計画区域においては、公共下水道、流域下水道の整備を推進するほか、特定公共下水道の整備を計画的に進め、また、農山漁村の主要な集落及び湖沼周辺等においては、特定環境保全公共下水道の普及に努め、特に阿寒湖等の自然保護を主目的とするものについては、早急に完成を図るよう努める。このほか、都市における浸水防除のため都市下水路の整備を進めることとした。

計画と昭和62年度末の実績は次表のとおりである。

表 下水道の事業量の計画と実績

項目	計 画	実 績	達成率 (%)	備 考
公共下水道	整備人口 2,483,000人	1,726,900人	69.5	
流域下水道	管渠延長 118km	52km	43.6	
都市下水路	排水面積 14,700ha	—ha	—	
特定公共下水道	整備面積 3,060ha	749ha	24.5	
特環下水道	整備人口 65,000人	31,800人	48.9	
計				
主な指標	下水道普及率 65%	53.8%	82.8	

表 下水道の事業費の計画と実績

(単位：百万円)

項目	計 画	実 績	達成率 (%)	備 考
公共下水道	1,116,560	983,603	88.1	
流域下水道	58,000	61,327	105.7	
都市下水路	10,900	10,409	95.5	
特定公共下水道	13,740	16,406	119.4	
特環下水道	108,800	32,269	29.7	
計	1,308,000	1,104,014	84.4	

(5) 第5期北海道総合開発計画（昭和63年度～平成9年度）

第4期北海道総合開発計画の計画期間を通じて停滞気味に推移した北海道の経済社会は、計画の終盤になって基盤施設整備の進展や大型補正予算等が効果を発揮し、ようやく明るさを取り戻したが、石炭、鉄鋼等の生産縮減のほか、北洋漁業規制の強化、農産物の市場開放要求の高まりなど、北海道の経済社会は大きな問題を抱えることになった。さらに、札幌周辺への人口や諸機能の集積が進む中で、これらの集積と各地域の特色ある集積を相互に活用しながら、北海道全体の活性化を図ることも課題となっていた。

このように転換期を迎えた北海道の開発の方向を示すため、第5期北海道総合開発計画が策定された。

この計画においては、産業構造の調整、多極分散型国土の形成、国際化への対応など国全体としての課題を受け、北海道の豊かな国土資源を活用してわが国の長期的な発展へ貢献することを目標としている。

同時に、北海道が直面する産業構造の変化に円滑に対応しつつ道内の産業活動の活性化を図り、国の内外との競争に耐え得る力強い北海道を形成することを目標としている。

計画の目標を達成するための基本的考えとして、『重層ネットワーク構造の形成』と『都市田園複合コミュニティの展開』を進めることにしており、これらの具体的な実現のための施策の基本方向として、

- ①柔軟で活力のある産業群の形成
- ②高度な交通、情報、通信ネットワークの形成
- ③安全でゆとりのある地域社会の形成

の3つの柱をたてている。

この中で、下水道の整備は、生活環境の改善と自然環境の保全をもたらす、ゆとりがあり安全な住環境の形成を担うものとして位置づけられている。

下水道整備の具体的方針としては、『公共下水道の整備を中核都市及び地方中心・中小都市で重点的に推進し、既成市街地への普及をおおむね完了する。また、下水処理を広域的に行うための流域下水道の整備を促進するとともに、観光地の自然環境の保全や集落の生活環境の改善を図るための比較的小さな規模の下水道等の整備を推進する。都市における浸水の防除のため、公共下水道及び都市下水路の整備を進める。』

なお、下水道施設の多面的な活用を図り、『まちなかにせせらぎなどを設ける。』となっており、小集落における下水道設備の問題や下水道の付加価値化に初めて言及したことは特筆すべき点である。

(6) 第6期北海道総合開発計画（平成10年度～平成19年度）

第5期北海道総合開発計画の策定前後、北海道経済は日本経済の構造調整の影響からその基幹産業が低迷し、全国との格差が拡大した。1990年代に入り、北海道経済は数次にわたる経済対策等により成長を遂げたものの、かつての基幹産業に代わる産業の遅れもあって、官公需に依存する傾向が強まり、経済的な自立を図るための体質改善が緊急の課題となっている。また、本格的な金融システム改革を前に、北海道の金融システムの再編が既に現実のものとなっており、北海道における企業の資金調達、経営計画に影響が生じている。さらに、国際的な大競争時代や高齢社会の到来により、産業や雇用の空洞化の一層の進展や経済活力の低下の懸念がある。これらの課題に適切に対応し、活力ある豊かな経済を実現するため、強靱な経済基盤を中長期的に確立することが必要であり、北海道においても新規産業の創出や魅力ある事業環境の整備などを進めることが課題となっている。このような変革への対応に向けた開発の方向と施策の内容を示すため、第6期北海道総合開発計画が策定された。

この計画においては、国の内外に開かれ自立する北海道の実現を第一の基本理念とし、地球規模に視点を置いた食糧基地を実現や成長期待産業の育成、北の国際交流圏の形成をはかることを目標としている。

計画の目標を達成するための主要施策として、

- ①地球規模に視点を置いた食糧基地を実現し成長期待産業を育成する施策
- ②北の国際交流圏を形成する施策
- ③北海道の美しさ雄大さを引き継ぐ環境を保全する施策
- ④観光・保養など国民の多様な自己実現や交流の場を形成する施策
- ⑤安全でゆとりある生活の場を実現する施策

を掲げている。

下水道については、生活排水処理施設としてスケールアップされた中で捉えられており、「北海道の生活排水処理施設については、普及の遅れている町村に重点を置き、下水道、農業集落排水施設、合併処理浄化槽等を組み合わせ、計画的・効率的整備を進めるとともに、その普及に伴い増大する汚泥の適正かつ効率的な処理・処分、施設の機能改善等を促進する。」と記述されている。

(7) 第7期北海道総合開発計画（平成20年度～平成27年度）

第6期北海道総合開発計画期間中には、産学官の連携により進められた「北海道産業クラスター創造プロジェクト」が実績を上げるとともに、東アジアからの観光客や、オーストラリアからのスキー客など、来道外国人観光客が3倍以上に増加するといった成果が見られた。これらは、北海道の成功事例と呼べる新たな成長の芽である。

平成9年度にマイナス成長に転じた道内総生産は、経済対策による下支え等もあって、計画期間中に次第に持ち直した。ただし、その回復の動きは全国に比べて弱く、雇用情勢については、他地域と比べ長く低迷が続いている。人口も、平成9年の570万人を頂点に減少に転じ、全国よりも少子高齢化が進行するなど、厳しい状況が続いている。さらに、産炭地などかつてその存立の基盤となった産業を失った地域における新たな地域づくりの課題も顕在化している。また、計画に基づく施策の推進に当たっては、関係者の連携・協働による事業効果の一層の発揮、重点化・効率化や、北海道の実情に即した先駆的・実験的取り組みの拡充が課題となっている。このような北海道を取り巻く情勢の変化に対応し、北海道における持続可能な開発をいかにして進め、我が国の課題の解決にいかん貢献するかについてのビジョンとして本計画が策定された。

この計画においては、「開かれた競争力ある北海道の実現」、「持続可能で美しい北海道の実現」、「多様で個性ある地域からなる北海道の実現」の3つを戦略的目標としている。

戦略的目標を達成するための主要施策として、

- ①グローバルな競争力ある自立的安定経済の実現
- ②地球環境時代を先導し自然と共生する持続可能な地域社会の形成
- ③魅力と活力ある北国の地域づくり・まちづくり
- ④内外の交流を支えるネットワークとモビリティの向上
- ⑤安全・安心な国土づくり

の5つを進めていくこととしている。

下水道については、②の施策において、自然共生社会の形成に関しては、「流域からの汚濁負荷を低減するため、下水道・浄化槽・農業集落排水施設の整備等の生活排水対策、畜産経営等における水質汚濁防止対策を、計画的・効率的に促進する。」と記述され、循環型社会の形成に関しては、「また、リサイクルについては、下水熱等都市部における廃熱、家畜ふん尿、下水汚泥からのバイオガスの有効活用を中心とした再生利用を図るとともに、最終処分場も含めた廃棄物処理施設の整備を促進する。」と記述されている。

③の施策において、都市における機能の強化と魅力の向上に関しては、「また、住民が安心して働き、生き生きと暮らしていけるよう、安全・安心で良質な住宅を適時・適切に選択できる住宅市場の形成および住宅のセーフティネットの構築、上下水道の整備等を促進する。」と記述されている。

⑤の施策において、頻発する自然災害に備える防災対策の推進に関しては、「自然災害が頻発し、災害リスクの増大が懸念されている状況にかんがみ、水害に対し、堤防、洪水調整施設等の根幹的な治水施設等の整備、近年被災した河川における再度災害を防止する対策等の治水対策、下水道による浸水対策を重点的に推進する。」と記述されている。

(8) 第8期北海道総合開発計画（平成28年度～令和7年度）

第7期計画策定後、本格的な人口減少時代の到来や国際環境の変化、東日本大震災による甚大な被害の発生など、我が国そして北海道開発をめぐる情勢は、著しく変化しており、日本の経済社会は、まさに時代の大転換期のまただ中にある。政府においても、対流促進型国土の形成を基本構想とする新たな国土形成計画（全国計画）をはじめ、社会資本整備重点計画など、各種計画の策定や見直しが行われたところである。

上記各種計画を踏まえ、今後の時代の潮流、そしてその中で北海道が果たすべき役割を見据えた施策展開を図ることを目的に本計画が策定された。

本計画では、「強靱で持続可能な国土の形成」を目標の1つに掲げており、具体的な施策として、『恵み豊かな自然と共生する持続可能な地域社会の形成』及び『強靱な国土づくりへの貢献と安全・安心な社会基盤の形成』を挙げている。各施策において下水道事業に係る項目について下記に示す。

○恵み豊かな自然と共生する持続可能な地域社会の形成

・自然共生社会の形成

「健全な水循環」の維持・回復を図るための施策を包括的に推進することとし、水量及び水質の確保など水環境の保全を図るため、下水道等の汚水処理対策、合流式下水道の水質改善対策など流域の総合的な管理を促進する。

・循環型社会の形成

北海道に豊富に賦存する地域バイオマス由来の廃棄物を地域特性や循環資源の性質に応じて循環させる重層的な循環型の地域づくりの推進（地域循環圏の構築）等、循環型社会の形成に向けた取組を一層加速する。

○強靱な国土づくりへの貢献と安全・安心な社会基盤の形成

・激甚化・多様化する災害への対応

近年、北海道においても、降雨が局地化・集中化・激甚化し、自然災害が多発している。今後の気候変動等による更なる災害リスクの増大に対応するため、雨水管等の下水道施設のハード対策及び内水ハザードマップ作成等のソフト対策を一体的に推進する。

・安全・安心な社会基盤の利活用

北海道内の下水道施設は、高度経済成長期以降に集中的に整備されたため、今後老朽化が急速に進展することが確実となっている。老朽化対策の検討に当たっては、施設の役割・機能を再確認した上で、更新等の機会を捉えて経済社会情勢の変化に応じた質的向上、機能転換、用途変更、複合化及び集約化を図るなど、戦略的な取組を推進する。

4 北海道の長期総合計画と下水道

(1) 北海道新長期総合計画（昭和 63 年度～平成 9 年度）

－転換期を乗り越え、21 世紀をひらく－

この計画は、21 世紀初頭にかけて北海道が発展する基本的方向とめざす姿について示しており、昭和 63 年度から 10 年間の目標と施策を示している。

昨今は、道民の生活に対する意識の変化に伴い、快適な暮らしへのニーズが高まっており、生き生きとした北の暮らしの実現が望まれている。

道内の下水道は、大都市及びその周辺地域で特に整備が進んできたが、今後は更に郡部の整備を進め、全道一円の快適な生活環境の実現を図る。

汚水については快適な都市環境の整備と、公共用水の水質汚濁のため一層整備を進めるとともに、雨水については「せせらぎの回復や緑空間の創出」や「消融雪対策」等にも配慮した整備を進めるなど、全体として「北方型アメニティ空間の創出」を図る。

整備の主要な指標：下水道普及率 1985 年 48%→1997 年 75%（1.6 倍）

(2) 第 3 次北海道長期総合計画（平成 10 年度～平成 19 年度）

確かな未来へ。21 世紀の私たちのふるさと

この計画は、21 世紀における北海道をさらなる発展へと導くために、長期的展望に立った北海道づくりの基本的方向を示しており、平成 10 年度から 10 年間の発展の方向と将来の目標、取り組むべき主な施策を示している。また、恵まれた環境のなかで、だれもが主体的に多様なライフスタイルを選択し、豊かで安心して暮らせる活力のある地域社会の実現を目標としている。

下水道については、整備水準に地域格差がみられることから地域の特性や事情を踏まえながら計画的・効率的整備を進めることとしている。

整備の主な指標：

生活排水施設総合普及率 1995 年 75.9%→2007 年 90%（1.2 倍）

(3) 新・北海道総合計画（平成 20 年度～平成 29 年度）

－北の未来を拓くビジョンと戦略－

この計画は、人口減少・超高齢化、グローバル化、深刻化する地球環境・資源エネルギー問題といった時代の潮流と本道の状況を的確にとらえながら、今後四半世紀を展望しつつ、北海道がめざす姿と進むべき道すじを明らかにするものとして、道民福祉の向上を基本理念に、平成 14 年に制定した北海道行政基本条例に基づき、平成 20 年度からおおむね 10 年の計画として策定されている。

本計画は、道政の基本的な方向を総合的に示す計画であり、産業や保健・医療・福祉などの分野における政策は、別に策定する分野別計画等により推進することとしている。また、政策の目標と成果をわかりやすく示すための指標の設定や、北海道全体の政策資源を集結して取り組むべき戦略を示すことにより、限られた行財政資源を重点的に投入する成果志向の行財政運営の基本指針となるものである。

下水道にかかわることとしては、下水処理水の再利用や都市部の雨水利用などによる水の効率的・持続的な利用、バイオマスの利活用の推進、災害に備えた施設の整備、社会資本の適切な維持管理、既存社会資本の有効活用を進めることとしている。

(4) 北海道総合計画（平成 28 年度～令和 7 年度）

－輝き続ける北海道－

この計画は、人口の減少、流出、都市部への集中、さらなる高齢化の時代において、本道の状況を的確にとらえながら、今後四半世紀を展望しつつ、北海道がめざす姿と進むべき道すじを明らかにするものとして、道民福祉の向上を基本理念に、平成 28 年度からおおむね 10 年の計画として策定されている。

本計画は、道政の基本的な方向を総合的に示す計画であり、保健・医療・福祉、環境、産業などの分野における政策は、別に策定する分野別計画等により推進することとしている。また、政策の目標と成果をわかりやすく示すための指標の設定や、北海道全体の政策資源を集結して取り組むべき戦略を示すことにより、限られた行財政資源を重点的に投入する成果志向の行財政運営の基本指針となるものである。

下水道にかかわることとしては、再生可能エネルギーとしてバイオマスの利活用の推進、大規模自然災害へのハード及びソフト対策、社会資本の適切な維持管理、既存社会資本の有効活用を進めることとしている。

5 全道みな下水道構想

(1) 構想策定の目的

北海道は、多様な生物が生息する良好な自然環境に恵まれており、それを形づくる河川、湖沼、湿原などは、道民のみならず広く国民の貴重な財産として保全し、後世に引き継いでいくためにも、公共用水域の保全が必要となる。そしてその一方、都市部では、清潔で文化的な都市型生活を実現する上で、公衆衛生の向上を図る必要がある。

道では、すべての道民が汚水処理施設を享受できるよう、平成9年度に総合的・計画的に汚水処理施設整備を推進していくためのガイドラインとなる「全道みな下水道構想」を策定し、その後、社会情勢の変化等に対応するため、平成17年度（「全道みな下水道構想リニューアルプラン」）と平成23年度（「全道みな下水道構想Ⅲ」）に見直しを行い、早期の「道民みな下水道化」を目指し、市町村との連携により、積極的な整備推進を図ってきた。

しかし、前回の構想策定から7年が経過し、汚水処理施設の整備を進めていく上で、様々な問題が生じてきた。例えば、人口減少による料金収入の減少、施設の老朽化に伴う改築費用の増大、担当職員の減少による担い手不足など、地方自治体の取り巻く状況がさらに変化し、施設を運営持続していく上で、今後の大きな障壁となることが危惧される。したがって、構想のさらなる見直しが急務であることから、前述の課題等に対応可能な効率的・持続的な汚水処理システムの構築を図るため、令和5年3月に「全道みな下水道構想Ⅴ」を策定した。

(2) 構想の目標

本構想の策定にあたっては、汚水処理の未整備地区に関しては、今後10年程度（令和8年）を中期目標として、「地域のニーズ及び周辺環境への影響を踏まえ、各種汚水処理施設の整備が概ね完了すること」を目指し、都市計画や農業振興地域整備計画等との整合を図りつつ、地域特性や地域住民の動向、人口減少等の社会情勢の変化に考慮し、効率的かつ適正な処理区域の設定及び整備・運営管理手法の選定を行う。また、汚水処理の既整備地区に関して、今後20～30年程度の長期的観点から、持続可能な汚水処理の運営を行うため、効率的な改築・更新や運営管理を検討する。

特に、下水道事業の広域化及び共同化、経営改善に向けた対応、民間活力の導入といった新たな取り組みも視野に入れ、持続可能な汚水処理施設の検討を進める。

前述の「10年概成」という整備方針に加え、広域化・共同化等といった取り組みを検討するにあたっては、現在の北海道の地域情勢を考慮し、北海道・市町村の意識醸成を図った上で、効率的で持続可能な汚水処理施設整備を進めていく構想とした。

① 策定による効果

- ・未整備区域における汚水処理施設の整備手法の選択肢・指針を提示する。
- ・現在の社会情勢を踏まえた汚水処理の現状・将来に関する議論の足がかりとする。
- ・構想を策定・公表することで、汚水処理に対する問題の認識・水環境改善に向けた意識の醸成が図られる。
- ・道民及び北海道・市町村等関係機関が情報を共有することにより、汚水処理整備の施策を円滑に進めることができる。

② 汚水処理施設の整備状況

汚水処理人口普及率

平成20年度末（前回構想使用実績）	93.1%
平成28年度末（当構想調査時実績）	95.2%

③策定結果

1) 市町村数と処理区数

- ・行政人口の減少や集落の人口密度の低下により、集合処理から個別処理への変更や、集合処理区域を縮小した地域があり、集合処理区は24箇所減少した。

整備手法	前回構想				今回構想				増減	
	市町村数 (180)	処理区数※2		市町村数 (179)	処理区数※2		市町村数 (-1)	処理区数		
		うち 事業採択	うち 供用開始		うち 事業採択	うち 供用開始				
公共下水道	154	200	195	192	151	193	193	193	-3	-7
農業集落排水施設	58	95	88	87	48	85	85	85	-10	-10
漁業集落排水施設	18	39	31	31	16	32	32	32	-2	-7
(集合処理)合計	230	334	314	310	215	310	310	310	-15	-24
個別処理※3	6	6	5	5	8	8	8	8	+2	+2

※1 複数の事業を実施している市町村があるため、市町村数の合計は道全体の市町村数と合わない。

※2 処理区数は処理区数は、全域を個別処理（合併浄化槽）で整備予定の市町村数である。

※3 個別処理の市町村数には、市町村補助及び個別設置による浄化槽を含む。

※4 前回構想はH20年度末人口ベース、今回構想はH28年度末人口ベースの構想である。

2) 整備手法別人口シェア

- ・行政人口が減少したことにより、整備手法別人口もそれぞれ減少し、結果として集合処理が上がり、個別処理の人口シェアが下がった。
- ・集合処理手法別人口シェアでは、農業・漁業集落排水のシェアが若干下がり、公共下水道がその分だけ上がった。

整備手法	前回構想		今回構想		前回と今回の差	
	人口(人)	シェア(%)	人口(人)	シェア(%)	人口(人)	シェア(%)
公共下水道	5,061,927	91.3	4,909,387	91.8	-152,540	+0.5
農業集落排水施設	74,984	1.3	59,403	1.1	-15,581	-0.2
漁業集落排水施設	14,460	0.3	9,714	0.2	-4,746	-0.1
(集合処理)合計	5,151,371	92.9	4,978,504	93.1	-172,867	+0.2
個別処理	392,185	7.1	367,019	6.9	-25,166	-0.2
合計	5,543,556	100.0	5,345,523	100.0	-198,033	

(3) 取組方針

今後本構想をもとに、効率的で持続的な污水处理施設の整備を進めるため、下記の取組方針を提示する。

① 未普及地域の解消

今後10年程度（令和8年）を中期目標として、各種污水处理施設の整備が概ね完了することを目指し、污水处理事業着手済みの市町村における未普及地域の解消に取り組む。

② 新たな整備手法の導入

下水道事業では、市町村等が地域事情に応じて、低コストで早期かつ機動的な整備が可能となる新たな整備手法を導入し、効率的な整備が行えるよう「下水道クイックプロジェクト」が平成19年度に創設された。道内では、複数の小規模自治体を対象として、比較的規模が大きくなる下水道

施設の代替として、小型化された工場製作型極小規模処理施設を採用・整備することで、汚水処理施設のコストダウン、整備工期の短縮を図ったところです。引き続き、人口規模や地域事情に柔軟に対応した、身の丈に合った汚水処理システムの有効性・可能性を今後も検討していく予定である。

③ 汚水処理の広域化・共同化

近年、公共下水道を代表とする汚水処理事業は、担当職員の減少による技術力の低下及び今後の担い手の不足、施設の老朽化に伴う施設更新需要の増加、管渠調査等の維持管理費の増加、路面陥没リスクの増加といった問題が表面化してきている。

道内市町村は将来の人口減少等に危機感を抱いており、広域化・共同化に向けた議論や手法の検討は不可欠という認識がある。今後は、国が示す令和4年度までの広域化・共同化計画の策定を視野に入れつつ、今回の構想において、現段階における広域連携に関わる市町村・施設・連携項目等を明示する。スケジュールについては、短期（5年程度）、中期（10年程度）、長期（20～30年度）を視野に入れた実施計画のアウトラインを明示する。

④ 下水道の経営改善

道内の市町村の下水道事業の経営は、人口減に伴う下水道料金収入の減少等により、厳しい財政運営となっている。特に財政基盤の弱い町村に関しては経費回収率（下水道使用料収入÷（資本費＋維持管理費））が100%を切る自治体が約9割を占めており、経営状況の改善が喫緊の課題となっている。そして現在、北海道及び人口3万人以上の市町については、令和2年度からの公営企業会計の適用に向けて、固定資産調査・評価等準備を進め、透明性の高い経営に向けて準備を進めているところである。また、人口3万人未満の市町村についても、令和5年度までに公営企業会計への移行を国から要請されている。

今回の構想では、経営改善のためのコスト縮減対策として、事業全体を俯瞰した上で、汚水処理施設等の改築更新の最適化を目指す必要があると考え、ストックマネジメントによるリスク管理に基づいた効率的な改築更新計画を推進する。

⑤ 民間活力の導入

道内の管路施設や汚水処理施設の管理については、大部分が民間委託を導入している。しかし、料金収入の減少や施設の更新費用の増大等を考慮し、近年はさらなる民間の技術力を活用する新たな委託方式として、包括的民間委託やコンセッションといった、事業運営の効率化を目指す手法が出てきている。

平成30年の水道法の改正により、水道事業においても官民連携が可能となった背景もあり、上下水道ともに、民間活力の導入は今後の上下水道の健全運営を図る上でも重要な指標となるところである。

現在、道内の複数都市において、包括的民間委託の試験運営を行い、その実効性や有益性などを検証しているところで、今後は、国の動向や他都市の先進事例等を注視し、市町村と情報共有・連携を図りながら取組を進める。

(4) 取組の進め方

① アクションプログラムの策定

本構想を実現するため、具体的な整備スケジュール、整備手法、目標値、概算事業費等を設定したアクションプログラムを令和元年度に策定した。今後の計画的な事業執行に対し、国土交通省等関係機関との調整及び情報提供、技術的助言を行い、「10年概成」に向けた効率的な汚水処理施設整備に取り組んでいく。

② 関係機関との連携と情報共有

道では、市町村の取組に関する情報共有・意見調整・指導等を円滑に行えるよう、庁内関係各部

相互の連携及び調整を図るために、平成9年に関係5部（総合政策部・環境生活部・農政部・水産林務部・建設部）で構成される「生活排水施設整備連絡会議」を設置し、北海道における汚水処理施設整備を計画的に推進してきた。

今後も当会議において、国の動向や他都市の先進事例を注視し、庁内及び市町村と情報共有・連携を図りながら、地域に適応した汚水処理整備手法の見直しや、広域化・共同化・民間活用の検討等について、積極的に取り組んでいく。

6 流域別下水道整備総合計画

昭和45年4月、国は公害対策基本法第9条の規定により、公共用水域の水質環境上の条件について、人の健康を保護し、生活環境を保全するうえで維持されることが望ましい基準（水質環境基準）を定めた。そして、人の健康に係る環境基準は公共用水域一律とされ、生活環境に係る基準は、各公共用水域について水域類型の指定と達成期間の区分という形で水質環境基準を設定することとなった。これにより、国は昭和45年9月及び昭和46年5月に全国で82水域（道内は石狩川ほか3水域）の水域類型指定を行うとともに、昭和45年12月の公害国会によって、公害対策基本法が改正され、類型指定の権限は都道府県知事に委任されることとなった。

このような背景から、昭和45年12月の下水道法改正により、水質環境基準の水域類型の指定がなされている水域について、その汚濁が2以上の市町村の区域における汚水によるもので、主として下水道の整備によって、水質環境基準が達成される場合には、それぞれの水域ごとに都道府県は、その流域内における下水道整備に関する総合的な基本計画（流域別下水道整備総合計画）を個別の公共下水道計画及び流域下水道計画の上位計画として、策定すべき旨の規定が下水道法第2条の2で法律上義務づけられた。

昭和30年代以降高度成長期における急速な産業の発展と人口の都市集中に伴い、公共用水域の水質が悪化し、このため昭和45年、水質汚濁防止に関する法律が施行され、あわせて、公共用水域の水質汚濁に係る環境基準の水域類型の指定がなされた。本道においては平成元年までに44河川、15湖沼、17海域の水域について指定が完了している。これら公共用水域の水質環境基準を達成するため、昭和45年、下水道法の一部改正が行われ「流域別下水道整備総合計画」を都道府県が策定することとなった。

平成17年の下水道法の改正に伴い、閉鎖性水域に係る流域別下水道整備総合計画について、平成17年度から5年間以内を目途に、策定及び見直しを行うこととなっており、法律上の背景も変化し平成20年度には「流域別下水道整備総合計画調査指針と解説」の改定を行っている。

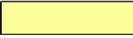
本道において、これまで調査を実施した「流域別下水道整備総合計画」は石狩川、十勝川、常呂川・網走川、天塩川、函館海域及び釧路川・釧路海域の6水域である。また、平成12年度に十勝川（見直し）が、平成21年度に石狩川が策定されている。

表 流域別下水道整備総合計画と下水道整備状況

流域名	調査年度	承認年度 (策定年度)	流域面積 (km ²)	流域内 都市数	下水道 実施都市数	流域内 都市人口 (人)	下水道 処理人口 (人)	流域内 都市下水道 普及率(%)
石狩川	H11	H21	14,327	46	38	3,035,185	2,948,482	97.1%
十勝川	H7	H12	8,478	16	16	311,222	270,599	86.9%
常呂川・網走川	S48	S61	3,309	7	6	176,523	163,525	92.6%
天塩川	S49	S59	5,588	11	9	63,946	52,067	81.4%
函館海域	S50	S59	502	3	3	314,475	282,881	90.0%
釧路川・釧路海域	S54・55	H7	4,083	5	4	191,502	182,662	95.4%

注) 人口及び下水道普及率は令和4年度末現在
下水道実施都市数は令和4年度現在。

流域別下水道整備総合計画 調査区域図

凡 例	
	石 狩 川
	十 勝 川
	常 呂 川・網 走 川
	天 塩 川
	函 館 海 域
	釧 路 川・釧 路 海 域
	主 要 都 市

